

## 第5章 火薬類の譲渡

### 5-1 譲渡許可申請【法第17条】

(1) 法の規定

火薬類を譲り渡そうとする者は、経済産業省令（規則第35条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、法第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲渡許可申請書	規則様式 様式第9	・手数料必要 ・代表者氏名、名称、事務所所在地等については第1章1-8を参照
委任状	滋火様式 第1-3号	代表者から委任された者（代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）が申請する場合

(3) 提出部数

- ・火薬類の譲渡し又は譲受けの当事者のいずれもが火薬類の製造業者又は販売業者以外の者である場合は2部
- ・上記以外は1部
- ・申請者の控えが必要な場合は上記に1部追加

### 5-2 譲渡許可証書換申請【法第17条第7項】

(1) 法の規定

譲渡許可証の交付を受けた者が、譲渡許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令（規則第38条の2）で定めるところにより、遅滞なく届け出て、その書換えを受けなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲渡許可証書換申請書	規則様式 様式第12	住所、氏名又は名称および職業に変更があった場合
変更の内容を証する書面	任意	登記事項証明書など
譲渡許可証	原本	申請から許可証書き換えに1週間程度を要します。その間に火薬類を譲り渡す場合は、許可証の写しを添付し、書き換え日程を別途調整する

(3) 提出部数

- 1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

### 5-3 譲渡許可証再交付申請【法第17条第8項】

(1) 法の規定

譲渡許可証の交付を受けた者が、譲渡許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令（規則第39条）で定めるところにより、その事由を付してその再交付を文書で申請しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲渡許可証再交付申請書	規則様式 様式第13	
再交付事由書	任意	法第17条第8項
警察官に届け出た事故届	写し	喪失または盗取された場合
火薬類譲渡許可証	原本	汚損した場合

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

### 5-4 譲渡許可証返納【法第17条第9項、令2条】

(1) 法の規定

譲渡許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該譲渡許可証を交付した者に返納しなければならない。ただし、法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類に係る譲渡許可証にあっては、都道府県公安委員会に返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 譲渡を終了し、又は譲渡をしないこととなったとき。
- 三 譲渡許可証の有効期間が満了したとき。
- 四 譲渡許可証の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された譲渡許可証を発見し、又は回復したとき。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲渡許可証	原本	